

## 米子市高校生等通学費助成金交付事業・計算方法の例

### (1) 1か月定期（乗継なし）の取扱い

- ・通学定期券の購入額から7,000円を控除した額を助成対象とします。

例①	米子駅－根雨駅間の1か月定期券 7,920円 $7,920円 - 7,000円 = 920円$ 助成額
例②	淀江駅－博労町駅間の1か月定期券 5,250円 $5,250円 < 7,000円$ のため助成対象外

### (2) 1か月定期（乗継あり）の取扱い

- ・公共交通機関を乗り継いで通学している場合は、通学定期券の購入額を合計した額から7,000円を控除した額を助成対象とします。

例③	淀江駅－米子駅間の1か月定期券 5,130円 米子駅－米子高校間のバス1か月定期券 4,200円 $5,130円 + 4,200円 - 7,000円 = 2,330円$ 助成額
----	--

### (3) 3か月定期、6か月定期（乗継なし）の取扱い

- ・通学定期券の購入額を有効期間月数で割った額（1円未満は切り捨て）を1か月当たりの購入額（月割額）とし、月割額から7,000円を控除した額を助成対象とします。

例④	生山駅－米子駅間の6か月定期券 56,350円 $56,350円 \div 6か月 \doteq 9,391円$ ←月割額 $9,391円 > 7,000円$ のため助成対象 $(9,391円 - 7,000円) \times 6か月 = 14,346円$ 助成額
例⑤	境港駅－博労町駅間の3か月定期券 20,030円 $20,030円 \div 3か月 \doteq 6,676円$ ←月割額 $6,676円 < 7,000円$ のため助成対象外

### (4) 3か月定期、6か月定期（乗継あり）の取扱い

- ・公共交通機関を乗り継いで通学している場合は、それぞれの通学定期券の購入額を有効期間月数で割った額（1円未満は切り捨て）を1か月当たりの購入額（月割額）とし、月割額を合計した額から7,000円を控除した額を助成対象とします。

例⑥	伯耆大山駅－米子駅間の3か月定期券 8,890円 米子駅－高専前間のバス3か月定期券 23,390円 $(8,890円 \div 3か月) + (23,390円 \div 3か月) \doteq 10,759円$ ←月割額計 $10,759円 > 7,000円$ のため助成対象 $(10,759円 - 7,000円) \times 3か月 = 11,277円$ 助成額
----	---

### (5) 端数日定期券の取扱い

・端数日定期券を購入した場合は、額面を有効期間日数(1 か月は 30 日として数え※1、1 か月に満たない日数(端数日)をプラス)で割って日割額(1 円未満は切り捨て)を算出し、1 か月あたりの購入額(月割額。日割額×30 日)から 7,000 円を控除した額が助成対象です。端数日分の購入額が 7,000 円を超える場合は、端数日分も助成対象です。

※2 ただし、端数日分の購入額が 7,000 円以下の場合は、助成対象外です。

例⑦	<p>8 月 23 日から 12 月 20 日までの端数日定期券 30,000 円を購入  <math>30,000 \text{ 円} \div (30 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} + \text{端数日 } 28 \text{ 日}) \doteq 254 \text{ 円}</math> ←日割額  <math>254 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 7,620 \text{ 円}</math> (月あたり額) &gt; 7,000 円のため助成対象  <math>254 \text{ 円} \times 28 \text{ 日} = 7,112 \text{ 円}</math> (月あたり額) &gt; 7,000 円のため助成対象  <math>(7,620 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円}) \times 3 \text{ 月} + (7,112 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円}) = 1,972 \text{ 円}</math> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成額</span></p> <p>※2 ただし書きの具体例              8 月 23 日から 12 月 20 日までの端数日定期券 28,000 円を購入  <math>28,000 \text{ 円} \div (30 \text{ 日} \times 3 \text{ 月} + \text{端数日 } 28 \text{ 日}) \doteq 237 \text{ 円}</math> ←日割額  <math>237 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 7,110 \text{ 円}</math> (月あたり額) &gt; 7,000 円のため助成対象  <math>237 \text{ 円} \times 28 \text{ 日} = 6,636 \text{ 円}</math> (月あたり額) &lt; 7,000 円のため助成対象外  <math>(7,110 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円}) \times 3 \text{ 月} = 330 \text{ 円}</math> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成額</span></p>
----	--

※1 ここでは、1か月の数え方は使用開始日が月初である場合は月末まで、それ以外の日である場合は、応当日の前日までとする。例えば、使用期間が 2 月 1 日から1か月の場合は 2 月 28 日(閏年は 29 日)まで、1 月 5 日から1か月の場合は 2 月 4 日までとなり、それぞれ実際の日数は 28 日(閏年は 29 日)、31 日となるが、これらを 30 日とみなしている。

### (6) 期間が異なる複数枚定期券の取扱い

・公共交通機関を乗り継いで通学している者で、期間が異なる定期券について助成を受けようとする場合は、それぞれの通学定期券の月割額を上記(3)の方法で算出し、合算して得た額から 7,000 円を控除した額を助成対象とします。

例⑧	<p>弓ヶ浜駅－米子駅間の 1 か月定期券 6,260 円を連続 3 回購入              米子駅－米子高校間のバス 3 か月定期券 11,980 円  <math>11,980 \text{ 円} \div 3 \text{ か月} \doteq 3,993 \text{ 円}</math> ←バスの月割額  <math>3,993 \text{ 円} + 6,260 \text{ 円} &gt; 7,000 \text{ 円}</math>のため助成対象  <math>(3,993 \text{ 円} + 6,260 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円}) \times 3 \text{ か月} = 9,759 \text{ 円}</math> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成額</span></p>
----	---

### (7) 期間が異なる複数枚定期券（複数種）の取扱い

- 公共交通機関を乗り継いで通学している者で、期間が異なる定期券について助成を受けようとする場合は、それぞれの通学定期券の月割額を上記（3）または（5）の方法により算出し、合算して得た額から 7,000 円を控除した額を助成対象とします。

例⑨

- 8月25日から11月24日までのJRの3か月定期券 12,000 円
- 8月25日から11月4日までのバスの端数日定期券 14,000 円を購入

JR 12,000 円 ÷ 3 月 = 4,000 円 ← JR の月割額  
バス 14,000 円 ÷ 70 日 = 200 円 ← バスの日割額  
8/25～9/24、9/25～10/24 は 200 円 × 30 日 = 6,000 円  
10/25～11/4 は 200 円 × 10 日 = 2,000 円

	8/25～9/24	9/25～10/24	10/25～11/24
J R	4,000	4,000	4,000
バス	6,000	6,000	2,000
購入額	10,000	10,000	6,000

8/25～9/24、9/25～10/24 の購入額は 10,000 円 > 7,000 円で助成対象  
10/25～11/24 は 6,000 円 < 7,000 円で助成対象外  
(10,000 円 - 7,000 円) × 2 月 = 6,000 円 助成額

### (8) 始期が異なる複数枚定期券の取扱い

- 公共交通機関を乗り継いで通学している者で、開始日が異なる定期券について助成を受けようとする場合は、いずれかの始期、いずれかの終期又は共通期間から基準日を設定し、1 か月の購入費を算出します。

具体的には、共通する期間については、上記（3）の方法によりそれぞれの月割額を計算し、端数日については、上記（5）に準じて日割額を算出します。

ただし、端数日定期券の場合には、上記（5）の方法により月割額を算出します。

例⑩

- 8月27日から11月26日までのJRの3か月定期券 12,000 円
- 8月25日から11月24日までのバスの3か月定期券 15,000 円を購入

JR 12,000 円 ÷ 3 月 = 4,000 円 ← JR の月割額  
12,000 円 ÷ 90 日 = 133 円 ← JR の日割額  
8/27～9/24 は、133 円 × 28 日 = 3,724 円  
11/25～11/26 は、133 円 × 2 日 = 266 円  
バス 15,000 円 ÷ 3 月 = 5,000 円 ← バスの月割額

	8/25～9/24	9/25～10/24	10/25～11/24	11/25～11/26
J R	3,724	4,000	4,000	266
バス	5,000	5,000	5,000	
購入額	8,724	9,000	9,000	266

8/25～11/24 の購入額は月額 7,000 円を超えるので助成対象  
11/25～11/26 は 266 円 < 7,000 円で助成対象外  
(8,724 円 - 7,000 円) + (9,000 円 - 7,000 円) × 2 月 = 5,724 円 助成額

### (9) 年度をまたぐ定期券の取扱い

- 定期券の有効期間が年度をまたぐ場合は、定期券の有効日数のうち交付申請年度に係る期間分についてのみ助成対象とします。この場合、1か月未満の端数日分の判定を日割り（控除額 7,000 円 ÷ 30 日 ≒ 233 円）で行います。

ただし、「1年生の4月分」および「高専3年生の3月分」については、日割判定を行わず、上記（5）に準じた月割判定を行います。

例⑪	<p>1月8日から(翌年度)7月7日までの6か月定期券 60,000 円  <math>60,000 \text{ 円} \div 6 \text{ 月} = 10,000 \text{ 円}</math> (月割額)  <math>60,000 \text{ 円} \div 180 \text{ 日} \approx 333 \text{ 円}</math> (日割額)                  助成対象は1月8日から3月31日までの2か月と23日分                  (上記(5) ※1により3月8日から3月31日の日数は23日間です。)  <math>(10,000 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円}) \times 2 \text{ 月} + (333 \text{ 円} - 233 \text{ 円}) \times 23 \text{ 日} = 8,300 \text{ 円}</math></p> <p style="text-align: right;">助成額</p> <p>※高専の3年生の場合  <math>(10,000 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円}) \times 2 \text{ 月} + (333 \text{ 円} \times 23 \text{ 日} - 7,000 \text{ 円}) = 6,659 \text{ 円}</math></p> <p style="text-align: right;">助成額</p>
----	---

### (10) 特急用定期券の取扱い

- 特急用定期券を利用して通学している者については、特急料金相当分を除く額を助成対象とします。通学定期券の購入額から特急料金相当分を除く額を有効期間月数で割った額（1円未満は切り捨て）を1か月当たりの購入額とし、1か月あたり購入額から7,000円を控除した額を助成対象とします。

[参考] JR 特急用定期券の特急料金相当額 (R2.4.1 現在)

営業キロ/有効期間	1か月	3か月	6か月
50 km まで	23,070 円	69,210 円	138,410 円
100 km まで	36,210 円	108,600 円	217,200 円

※4 営業キロ 米子駅－鳥取駅 92.7 km 米子駅－倉吉駅 52.9 km

例⑫	<p>鳥取駅－米子駅間の3か月特急用定期 172,540 円  <math>172,540 \text{ 円} - 108,600 \text{ 円} = 63,940 \text{ 円}</math>  <math>63,940 \text{ 円} \div 3 \text{ か月} \approx 21,313 \text{ 円}</math>  <math>(21,313 \text{ 円} - 7,000 \text{ 円}) \times 3 \text{ 月} = 42,939 \text{ 円}</math></p> <p style="text-align: right;">助成額</p>
----	--